

中分類 27 — 非鉄金属製造業

総 説

この中分類には、鉱石(粗鉱、精鉱)、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製鍊及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類される。電線、ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

271 非鉄金属第1次製鍊・精製業

2711 銅第1次製鍊・精製業

主として銅鉱石を処理し、銅の製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○銅製鍊・精製業：銅製造業（主として鉱石から製造するもの）；電気銅精製業（主として鉱石から製造するもの）

×伸銅品製造業〔2731〕；銅合金製造業〔2729〕

2712 鉛第1次製鍊・精製業

主として鉛鉱石を処理し、鉛の製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○鉛製鍊・精製業（主として鉱石から製造するもの）

×鉛・同合金圧延業〔2732〕；はんだ・減摩合金製造業〔2721〕；活字合金製造業〔2721〕

2713 亜鉛第1次製鍊・精製業

主として亜鉛鉱石を処理し、亜鉛の製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○亜鉛製鍊・精製業（主として鉱石から製造するもの）；電気亜鉛精製業

×亜鉛・同合金圧延業〔2739〕；亜鉛合金製造業〔2722〕

2714 貴金属第1次製鍊・精製業

主として鉱石を処理し、金、銀、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ルテニウムなどの製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○金、銀、白金精鍊・精製業；貴金属製鍊・精製業

×貴金属・同合金圧延業〔2739〕；貴金属合金製造業〔2729〕

2715 ニッケル第1次製鍊・精製業

主としてニッケル鉱石又はニッケルマットを処理し、金属ニッケル又は粗酸化ニッケルの製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○ニッケル製鍊・精製業（主として鉱石又はニッケルマットから製造するもの）；ニッケル地金製造業

×ニッケル・同合金圧延業〔2739〕；ニッケル合金製造業〔2729〕

2716 アルミニウム第1次製鍊・精製業

主として鉱石又はアルミナを処理し、アルミニウムの製鍊及び精製を行う事業所をいう。

鉱石からアルミナを製鍊する事業所も本分類に含まれる。

○アルミニウム製鍊・精製業（主として鉱石又はアルミナから製造するもの）；
アルミナ製鍊業

×アルミニウム・同合金圧延業〔2733〕；アルミニウム合金製造業〔2723〕

2717 チタン第1次製鍊・精製業

主としてチタン鉱又はチタンスラッグ（鉱さい）を処理し、金属チタンの製鍊及び精製を行う事業所をいう。

○チタン製鍊・精製業（主として鉱石から製造するもの）

×チタン・同合金圧延業〔2739〕；チタン合金製造業〔2729〕

2718 ウラン・トリウム第1次製錬・精製業

主としてウラン鉱石、トリウム鉱石を処理し、ウラン、トリウム又はその酸化物などの製錬及び精製を行う事業所をいう。

○ウラン製錬・精製業；トリウム製錬・精製業

×核燃料製造業 [2791]

2719 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業

主として鉱石を処理し、すず、アンチモン、水銀、マンガン、クロム、タンクス滕、モリブデン、マグネシウム、シリコン、タンタルなどの製錬及び精製を行う事業所をいう。

○すず製錬業；アンチモン製錬業；水銀製錬業；マンガン製錬業；クロム製錬業；タンクス滕製錬業；モリブデン製錬業；マグネシウム製錬業；ゲルマニウム製錬業；シリコン製錬業；タンタル製錬業

×すず合金製造業 [2729]；すず・同合金圧延業 [2739]

272 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

2721 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）

主として鉛のくず及びドロスを処理し、鉛を再生する作業を行う事業所をいう。

減摩合金、活字合金などの鉛合金（はんだを含む）を製造する事業所も本分類に含まれる。

○鉛再生業；はんだ・減摩合金製造業；活字合金製造業

2722 亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）

主として亜鉛のくず及びドロスを処理し、亜鉛を再生する作業を行う事業所をいう。

亜鉛合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○亜鉛再生業；亜鉛合金製造業

2723 アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を

含む)

主としてアルミニウムのくず及びドロスを処理し、アルミニウムを再生する作業を行う事業所をいう。

アルミニウム合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○アルミニウム再生業；アルミニウム合金製造業

2729 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

主として鉛、亜鉛及びアルミニウム以外の非鉄金属のくず及びドロスを処理し、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行う事業所をいう。

これらの合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○貴金属再生業；すず再生業；水銀再生業；ニッケル再生業；貴金属合金製造業；銅合金製造業；ニッケル合金製造業；チタン合金製造業；すず合金製造業

273 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）

2731 伸銅品製造業

主として銅、黄銅、青銅及びその他の銅合金から圧延、抽伸、押し出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○銅圧延業；銅合金圧延業；銅線・銅合金線製造業（裸電線を除く）；銅管製造業；黄銅棒製造業；銅くぎ製造業（線材からの一貫作業によるもの）

×銅合金製造業〔2729〕；電線・ケーブル製造業〔2751〕；打はく製造業〔2899〕

2732 鉛・同合金圧延業（押し出しを含む）

主として鉛及びその合金から圧延、押し出しなどにより板、条、帶、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○鉛・同合金圧延業；鉛・同合金伸線業；鉛管・鉛板製造業

×はんだ・減摩合金製造業〔2721〕；活字合金製造業〔2721〕；打はく製造業〔2899〕

2733 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）

主としてアルミニウム及びその合金から圧延、抽伸、押し出しなどにより板、条、棒、形材、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○アルミニウム・同合金圧延業；アルミニウム線製造業（裸電線を除く）；アルミニウム管製造業；アルミニウム圧延はく製造業

×アルミニウム合金製造業〔2723〕；電線・ケーブル製造業〔2751〕；打はく製造業〔2899〕

2739 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）

主として銅、鉛、アルミニウム以外の非鉄金属及び合金から圧延、抽伸、押し出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。

○貴金属・同合金圧延業；亜鉛・同合金圧延業；ニッケル・同合金圧延業；チタン・同合金圧延業；すず・同合金圧延業；マグネシウム・同合金圧延業

×打はく製造業〔2899〕

274 非鉄金属鋳物製造業

2741 非鉄金属鋳物製造業（ダイカストを除く）

主として非鉄金属鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。

○非鉄金属鋳物製造業（ダイカストを除く）；アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）；銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）

2742 非鉄金属ダイカスト製造業

主として非鉄金属ダイカストを製造する事業所をいう。

○非鉄金属ダイカスト製造業；銅・同合金ダイカスト製造業；アルミニウム・同合金ダイカスト製造業；亜鉛合金ダイカスト製造業

275 電線・ケーブル製造業

2751 電線・ケーブル製造業

主として銅、アルミニウム及びその合金のきお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造する事業所をいう。

○裸電線製造業；絶縁電線製造業；ケーブル製造業

279 その他の非鉄金属製造業

2791 核燃料製造業

主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工する事業所をいう。

○核燃料成形加工業

2792 非鉄金属鍛造品製造業

主として銅、アルミニウム等の非鉄金属及び合金からハンマ及びプレス等で鍛造を行い鍛造品を製造する事業所をいう。

○非鉄金属鍛造業；銅・同合金鍛造品製造業；アルミニウム・同合金鍛造品製造業

2799 他に分類されない非鉄金属製造業

主として非鉄金属の粉末などを製造する事業所で他に分類されないものをいう。

○非鉄金属粉末製造業（粉末や金を除く）；非鉄金属シャーリング業

×非鉄金属熱処理業〔2866〕